

平成31年第1回尾鷲市議会定例会会議録

平成31年3月20日（水曜日）

○議事日程（第6号）

平成31年3月20日（水）午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 3号 | 尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 4号 | 職員の給与に関する条例の特例を定める条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 5号 | 尾鷲市学校施設の開放に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 6号 | 尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 7号 | 尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 8号 | 市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 9号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第10号 | 尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第11号 | 尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第12号 | 尾鷲市斎場条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第13号 | 尾鷲市水道水源保護条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第14号 | 尾鷲市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第15号 | 平成31年度尾鷲市一般会計予算の議決について |
| 日程第15 | 議案第16号 | 平成31年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について |
| 日程第16 | 議案第17号 | 平成31年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について |

- 日程第 17 議案第 18 号 平成 31 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について
- 日程第 18 議案第 19 号 平成 31 年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について
- 日程第 19 議案第 20 号 平成 31 年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について
- 日程第 20 議案第 21 号 平成 30 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 8 号）の議決について
- 日程第 21 議案第 22 号 平成 30 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 22 議案第 23 号 平成 30 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 23 議案第 24 号 平成 30 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 4 号）の議決について
- 日程第 24 議案第 25 号 平成 30 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 2 号）の議決について
- 日程第 25 議案第 26 号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について
- 日程第 26 議案第 27 号 尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 27 議案第 28 号 尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 28 議案第 33 号 平成 31 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 号）の議決について
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 29 発議第 1 号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 30 議員派遣について

○出席議員（13名）

| | |
|-------------------|-----------------|
| 1 番 三 鬼 孝 之 議員 | 2 番 内 山 將 文 議員 |
| 3 番 奥 田 尚 佳 議員 | 4 番 楠 裕 次 議員 |
| 5 番 上 岡 雄 児 議員 | 6 番 三 鬼 和 昭 議員 |
| 7 番 村 田 幸 隆 議員 | 8 番 仲 明 議員 |
| 9 番 小 川 公 明 議員 | 10 番 南 靖 久 議員 |
| 11 番 高 村 泰 徳 議員 | 12 番 野 田 拓 雄 議員 |
| 13 番 濱 中 佳 芳 子 議員 | |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

| | |
|-------------|-----------|
| 市 長 | 加 藤 千 速 君 |
| 副 市 長 | 藤 吉 利 彦 君 |
| 会計管理者兼会計課長 | 佐 野 憲 司 君 |
| 政策調整課長 | 大 和 勝 浩 君 |
| 総務課長 | 下 村 新 吾 君 |
| 財政課長 | 宇 利 崇 君 |
| 防災危機管理課長 | 神 保 崇 君 |
| 税務課長 | 吉 沢 道 夫 君 |
| 市民サービス課長 | 内 山 雅 善 君 |
| 福祉保健課長 | 三 鬼 望 君 |
| 環境課長 | 竹 平 専 作 君 |
| 商工観光課長 | 北 村 琢 磨 君 |
| 商工観光課参事 | 芝 山 有 朋 君 |
| 水産農林課長 | 内 山 真 杉 君 |
| 建設課長 | 高 柳 伸 浩 君 |
| 水道部長 | 尾 上 廣 宣 君 |
| 尾鷲総合病院事務長 | 河 合 良 之 君 |
| 尾鷲総合病院総務課長 | 平 山 始 君 |
| 教 育 長 | 二 村 直 司 君 |
| 教育委員会教育総務課長 | 内 山 洋 輔 君 |

| | |
|---------------------|-----------|
| 教育委員会生涯学習課長 | 野 地 敬 史 君 |
| 教育委員会教育総務課学校教育担当調整監 | 大 川 太 君 |
| 監 査 委 員 | 福 本 和 行 君 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 仲 浩 紀 君 |

○議会事務局職員出席者

| | |
|-----------------|---------|
| 事 務 局 長 | 岩 本 功 |
| 事務局次長兼議事・調査係長 | 高 芝 豊 |
| 議 事 ・ 調 査 係 書 記 | 相 賀 智 恵 |

〔開議 午前10時00分〕

議長（三鬼孝之議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略します。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 本定例会における議案第15号「平成31年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、予算書の歳入予算説明欄の学校開放使用料において、字句の誤りがあり、行政常任委員会における御指摘の中で、字句の修正をさせていただきますことにつきまして、深謝申し上げますとともに、今後このようなことがないように、十分精査を行ってまいります。まことに申しわけございませんでした。

議長（三鬼孝之議員） それでは、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第6号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において9番、小川公明議員、10番、南靖久議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第3号「尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」から、日程第28、議案第33号「平成31年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」までの計27議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました27議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、南靖久委員長。

〔10番（南靖久議員）登壇〕

10番（南靖久議員） おはようございます。

それでは、委員長報告をさせていただきます。

行政常任委員会に付託されました、議案第3号「尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」、議案第4号「職員の給与に関する条例の特例を定める条例の制定について」、議案第5号「尾鷲市学校施設の開放に関する条例の制定について」、議案第6号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、議案第7号「尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、議案第8号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正について」、議案第9号「職員の給与に関する条例の一部改正について」、議案第10号「尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」、議案第11号「尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」、議案第12号「尾鷲市斎場条例の一部改正について」、議案第13号「尾鷲市水道水源保護条例の一部改正について」、議案第14号「尾鷲市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」、議案第15号「平成31年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、議案第16号「平成31年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」、議案第17号「平成31年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」、議案第18号「平成31年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について」、議案第19号「平成31年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」、議案第20号「平成31年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」、議案第21号「平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について」、議案第22号「平成30年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第23号「平成30年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第24号「平成30年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第4号）の議決について」、議案第25号「平成30年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第26号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」、議案第27号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」、議案第28号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」、議案第33号「平成31年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」、以上、条例関係12件、予算関係12件、指定管理者の関係3件の計27議案について、委員会における審査の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

去る3月7日から18日までの計7日間にわたり、市長、副市長、教育長、病

院事務長、水道部長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、まず議案第3号から議案第14号までの条例関連12議案のうち、議案第10号「尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」につきましては、委員より継続審査にすべきものとの申し入れがありましたが、採決の結果、賛成少数で否決となり、続いて、原案についての採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第3号から議案第9号及び議案第11号から議案第14号までの計11議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号から議案第20号までの平成31年度当初予算関連の6議案のうち、議案第15号「平成31年度尾鷲市一般会計予算の議決について」につきましては、野田拓雄委員から土地計画事業基金からごみ焼却場への工事請負費への財源充当については、本基金の将来的な用途について具体的な計画が示されておらず、説明が不十分であるという理由から、関連する予算1億3,200万円を歳入、歳出からそれぞれ減額しようとする修正案が提出されました。委員会において、この修正案の採決を行った結果、賛成少数により修正案は否決となり、次に、原案について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案16号から議案第20号までの平成31年度特別会計及び企業会計予算関連の5議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号から、議案第25号及び議案第33号の平成30年度、31年度の一般会計補正予算及び平成30年度の特別会計、企業会計補正予算を含む関連6議案のうち、議案第21号「平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について」につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決し、議案第22号から議案第25号及び議案第33号の計5議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第26号から議案第28号までの、指定管理者の指定に関する3議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

申すまでもなく、当委員会は、議長を除く全議員が委員として審査に参加して

いることから、質疑応答の詳細な部分については省略をさせていただき、審査の過程で論点、争点となった予算に関しての指摘、意見、要望等の主なものを御報告させていただきます。

まず、議案第15号「平成31年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、歳入、第1款市税、第5項都市計画税については、市内において都市計画税を賦課している地区と賦課していない地区が存在することから、市民の税負担賦課の公平性に留意することはもちろんのこと、その用途、充当の方向性を明確にし、市民にしっかりと説明し、理解を得る必要があるとの指摘がございました。

次に、歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の本庁舎耐震事業につきましては、本庁舎耐震改修工事支援事業委託業者等とともに十分に連携をしていただき、4月から設置予定の技術審査会においては、老朽化した本庁舎のコンクリート強度等を深め、耐震改修をしたとしても、あと何年継続使用できるか不透明な状況であることから、耐震改修工事の工法、技術の提案の範囲、募集要項等の検討をしっかりと進めていただきたいという意見も出されました。

また、各種団体等への補助金のあり方については、厳しい財政状況の中、補助金等審査委員会における見直しに基づき、苦渋の判断として削減が図られたことについては、一定の理解はできるものの特に、第2款総務費、第1項総務管理費、第12目防災費の自主防災組織整備事業の尾鷲市地域防災力向上補助金につきましては、いまだ各地区の避難路の整備等が不十分な本市の現状も踏まえ、一律で削減するのではなく、当該補助の必要性や公益性を十分に勘案し、補助金削減の適否を検討すべきという御指摘もございました。

さらに、第9款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費の小学校管理費のうち、立木伐採作業手数料213万2,000円及び同款、第3項中学校費、第1目学校管理費の中学校管理費のうち、同じく立木伐採手数料96万4,000円につきましては、予算計上額が1社からの見積もりによるもので、その金額が適当とは、到底判断しがたいことから、当委員会としても各学校の伐採予定立木等を視察し、見積もり金額の妥当性についても検証を行いたいと考えておりますが、執行部において、予算執行に際しては、改めて複数社から見積もりを徴収し、適正に競争原理を働かせ、経費削減に努めるよう、各委員から非常に厳しい指摘がございました。

また、委員長として、本委員会の現場視察を踏まえ、その見積もり金額の妥当性が委員会として確認できた後に、予算執行に当たるよう強く申し添えたいと考

えております。

次に、議案第19号「平成31年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」の審査におきましては、収益的収入及び支出は、第1款病院事業費用、第1項医療費用、第3目経費の7節光熱水費8,687万2,000円を初めとする各種諸経費についても、削減に向けた計画的な取り組みが必要不可欠であり、予算計上に当たっては、こうした経費の節約や病院軽減の感覚に関して、細心の注意を払い、中長期的な視点で計画を立て、しっかりと取り組んでいただくようとの指摘もございました。

また、今回、一時借入金の限度額を、前年比2億円増額の8億円としていること、あるいは31年度、予定貸借対照表において、負債合計が資産合計を上回るいわゆる債務超過の状態となっていることから、この状況を決して安易に捉えることなく、さらに強い危機感を持って病院経営に努めていただくよう、委員会として強く指摘させていただきます。

次に、議案第20号「平成31年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」の中で、本年度は主に大口企業の使用量の減少が見込まれていることから、純損失1,972万2,000円が計上されており、今後の水道事業経営において、厳しさが増すことが十分予測をできます。現在、現金預金については7億532万7,000円が計上されているものの、老朽管の布設替えや企業債の償還などにより、現金預金が減少していくことも明らかな状況であり、委員会で説明された尾鷲市水道事業経営戦略においても、2020年度ごろには、料金の改正が必要となることが明記されております。料金改定については、今後の経営状況を判断しながら、検討されていくものと考えますが、改定に当たっては、市民にしっかりと説明責任を果たした後に取り組んでいただくよう、委員会として要望をいたします。

最後に、委員長として議案第13号「尾鷲市水道水源保護条例の一部改正について」は、市民が安心して飲める清浄な水を確保するとともに、水源を保護し、市民の生命と健康を守るために新たな対象事業として、建設汚泥、すなわち他県から市内に持ち込まれている建設再生土等を条例に明記し、水道水源保護条例のハードルを上げていただいたことは、高く評価に値するものであり、これをもって行政常任委員会の委員長報告とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼孝之議員) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次これを許可いたします。

最初に、12番、野田拓雄議員。

[12番(野田拓雄議員)登壇]

12番(野田拓雄議員) おはようございます。

ただいま議題となっております議案第15号「平成31年度尾鷲市一般会計予算について」反対の立場から討論を行います。

歳出の第4款衛生費、第2項清掃費、7億6,360万2,000円のごみ焼却場の工事請負費1億3,200万については、その財源を都市計画事業基金から1億2,000万円、財政調整基金から1,200万円を充当して、工事を執行しようとするものであります。この都市計画事業基金による、尾鷲都市計画ごみ焼却事業については、平成30年6月28日に、三重県に申請し、同年8月14日三重県告示530号として事業認可が告示されています。ただし、今回、計画された事業内容の改修等については、具体的な事業計画の詳細を何ら示すこともせず、本定例会に予算計上されたことは、議会軽視とも受け取れる対応ではないかと感じております。現在のごみ焼却施設の老朽化については、認識しているところではありますが、本市の厳しい財政事情を鑑み、都市計画事業基金の効果的な運用を行うため、改修等の実施計画を示すべきところを怠ったことから、同予算計上のあり方に疑義を持っております。よって、議案第15号「平成31年度尾鷲市一般会計予算の議決について」反対するものであります。

議長(三鬼孝之議員) 次に、3番、奥田尚佳議員。

[3番(奥田尚佳議員)登壇]

3番(奥田尚佳議員) 皆さん、おはようございます。

私は、今定例会に提出されました議案は全部で31ありますが、そのうち28の議案につきましては賛成しますが、三つの議案につきましては、反対したいと考えております。その三つの議案といいますのは、一つ目に、議案第10号「尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正につい

て」、二つ目に、議案第15号「平成31年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、三つ目に、議案第21号「平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決についてであります。

そして、そのうち特に、二つ目の議案第15号と、三つ目の議案第21号の予算関係の二つの議案につきまして、反対の立場で討論に参加させていただきます。

まず、議案第21号のほうから申し上げたいと思います。

議案第21号「平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について」ですが、そのうち、第6款商工費、第1項商工費、第3目観光費、19節負担金、補助及び交付金の中の観光振興事業おわせ港まつり補助金50万円の減額についてであります。

これは、3日前の17日日曜日に、旧国市木材市場で盛大に開催された、第16回熊野古道まつりにかかわるものであります。この盛大に開催されたイベントに対し、当初の予算で50万円の予算が計上されていたにもかかわらず、その全額について減額するというものであります。すなわち、盛大に開催されたイベントであるのに、予算を全てカットし、補助を一切しなかったのであります。開会式には、鈴木三重県知事の夫人であり、オリンピックのメダリストであります武田美保さんが挨拶をするなど、大いに盛り上がりました。出場者は、県内外から37チーム、520人であり、何チームかは前日から宿泊してくれたようで、来場者も主催者発表によりますと1万人へ上ったということであります。屋台も25のブースが設けられ、にぎわいはもちろん、経済効果もかなりあったのではないのでしょうか。私も余興であります汽車ぽっぽですね、ミニSLですけれども、その運転手を午前中手伝わさせていただきましたが、子供たちに大人気でありました。現在、尾鷲市の小中学校において、運動会、体育祭やキャンプ等に向けての表現運動として、体育の時間を中心にダンスが積極的に取り入れられており、古道まつりにしても地元の小中学生を中心に、たくさんの子供たちが参加しておりました。それにもかかわらず、予算50万円を全額カットするというのは、いかなもののでしょうか。市長ら執行部は、港まつりと同時開催ではないからという理由で全額カットしたとのことで、実行委員会も納得しているという説明もありました。しかし、実行委員会のメンバーの誰に聞いても、納得はしておらへんということであり、港まつりに実施しないから、港まつりの予算に含まれている古道まつりの予算50万円を減額するということはわかる、しかし、各チームが参加しやすいようにこの時期への変更を試みている中で、時期を変更したら予算

をつけないというのは、全く納得いかないという意見でした。市長ら執行部は、熊野古道まつりは、港まつりと同時開催が前提であるような言い方をされますが、もともとこのイベントは、熊野古道センターでやったり、今回みたいに旧国市木材市場で行われており、開催時期も港まつりの時期とは違う時期に開催されており、数年前から港まつりと同時開催という形になっただけの話なのであります。港まつりイコール熊野古道まつりでは決してないのであります。今年度、尾鷲節コンクールは当初予算として補助金250万円が計上され、市役所職員も前日の準備を含め、延べ82人が手伝い、残業代が約90万円もあるということであり、補助金と合わせると、340万円が尾鷲節コンクールに尾鷲市の税金が投入され、一方の熊野古道まつりは一切補助金もなく、市役所職員の手伝いも一切ないということであり、誤解があるといけません、私は、尾鷲節コンクールを否定しておりません。以前、実行委員会の手伝いをしたことも何回かありますし、毎年見に行っております。もちろん、昨年11月に開催された尾鷲節コンクールも応援がてら、見に行きました。私が申し上げたいのは、尾鷲市の補助金のバランスであります。同じように集客力もあり、経済効果もあるイベントであるにもかかわらず、一方は市役所の職員も手伝って、340万円を費やし、一方は、市役所の職員も手伝わず、補助金も全くのゼロというのはどう理解したらよいのでしょうか。一昨年には、尾鷲節コンクールの予算250万円に、追加の予算30万円を計上し、物議を醸したことがありましたが、市長ら執行部の趣味といたしますか、好みでこれだけの差を設けているということはないだろうと思いますが、補助金のあり方を再度、執行部に考えていただきたいという強い思いを込め、熊野古道まつりに対する補助金カットについて、反対する次第であります。

次に議案第15号「平成31年度一般会計予算について」の議案についてですが、特に4点あります。一つは、第6款商工費、第1項商工費、第3目観光費、19節負担金、補助及び交付金の中の観光振興事業、おわせ港まつり補助金175万円について、二つ目に第4款衛生費、第2項清掃費、第3目塵芥処理施設費の中の広域ごみ処理施設整備事業2,996万2,000円について、三つ目に同じく第4款衛生費、第2項清掃費、第3目塵芥処理施設費の中の15節工事請負費1億3,200万円について、これは先ほど、野田議員が討論されましたごみ焼却施設である清掃工場の修繕についてであります。四つ目に第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の中の本庁舎耐震事業、2億4,452万9,000円と債務負担行為のうち、期間が2020年度の本庁舎耐震改修工事設計

業務及び耐震改修工事限度額 3 億 6,000 万円についてであります。両方合わせて、金額的に 6 億円にも及ぶものでありますが、まず一つ目の観光振興事業、おわせ港まつり補助金 175 万円についてですが、今年度の予算は 230 万円で、来年度は 55 万円の減額ということであります。これ、55 万円のうち 50 万円は先ほど申し上げました、熊野古道まつりですね。熊野古道まつりが、港まつりと同時開催ではないから減額したということであり、熊野古道まつりの予算は 1 円も計上されませんでした。先ほど申し上げましたが、補助金のバランスがとれていないと思われます。補助金のあり方を再検討し、精査していただきたいという意味で、反対する次第です。

次に、二つ目の広域ごみ処理施設整備事業、2,996 万 2,000 円についてであります。東紀州のほかの各 4 市町から約 600 万円ずつ拠出してもらい、尾鷲市も同様に約 600 万円を負担して、広域ごみ処理施設建設のために地域計画を策定し、今後のごみ処理広域化の方向性を具体化するとのことであります。中身を見ますと、業務委託料が 2,043 万 8,000 円、例規集整備委託料が 385 万円、備品購入費が 141 万 7,000 円、事務所賃借料 120 万円、事務所警備業務委託料が 35 万 2,000 円などが計上されております。私の素朴な疑問ですが、今、尾鷲市は財政難だと言われております。ほかの東紀州の 4 市町も決して財政的に豊かではないはずであります。単に地域計画を策定するだけで 2,996 万 2,000 円、約 3,000 万円ですけれども、は高過ぎます。財政難というのであれば、工夫すべきであります。何でもかんでも外部に委託したらよいというものではなく、自分たちでできることは、5 市町で知恵を絞ってやるべきであります。事務所も立派なところを借りる必要もなく、専用の部屋が必要なら、5 市町のどこかあいた施設を活用したらよいのであります。備品もあるものを使えばよく、豪華に新品を買いそろえる必要があるでしょうか。財政難と言う割には、5 市町でやるからということで、見えを張っているようにしか思えません。そんなお金があるなら、ごみ出し支援補助金が 13 万円から来年度は 4 万 3,000 円減額の 8 万 7,000 円となっており、また透析患者への交通費補助を月 2,000 円から、月 1,800 円に減額し、28 万 8,000 円の予算を来年度は、2 万 8,000 円減額の 26 万円ということですが、弱い立場の方々を切り捨てるようなことをやめていただきたいと強く思います。

さらに申し上げますと、スポーツ、スポーツ少年団への補助金も 30 万円から来年度は 6 万円減額の 24 万円ということですが、ただでさえ少ない子供たちへ

のスポーツ振興の予算まで削るのかとやり切れない気がしている中で、全く、全く納得がいきません。このように8万7,000円の減額、2万8,000円の減額、6万円の減額といった細かい予算の減額が多く見られます。確かにちりも積もれば山となります。しかし、無駄に派手に大きなお金を使ってしまえば、台なしになります。それに、広域ごみ焼却施設の建設予定地ですが、1年前の2月から市長ら執行部は公にたった一つしか候補地を示していません。火力発電所跡地ありきの議論は、やはりおかしいです。基本計画を作成する前に、唯一の、唯一のですよ、候補地しか示さず、津波浸水域である火力発電所跡地ありきで進めるのはどう考えてもおかしいです。平成26年4月に稼働した鳥羽志摩広域連合のやまだエコセンターに、以前、委員会の視察で訪れたことがあります。ここは、建設地を決めるのに10年かかったということであり、そのとき、やっぱりそうだろうな、住民の理解が必要だから候補地を決めるのに時間かかるわな、だから早う、まずは候補地を探さないとあかんなど、よう議員の間で話した記憶があります。市長は一昨年7月に市長に就任し、その翌月の8月に建設予定地について、中電からの提案があったという説明ですが、交渉もせずに中電に言われるままに飛びついたのではないかとの意見もありますが、広域ごみ処理施設は今後の尾鷲市のまちづくりを考える上で、非常に重要な問題であります。腰を据えて、足を地につけ、じっくり考え、市民に十分な説明をすべき問題であります。住民の理解が必要であります。よって、私は、この進め方と言いますか、行政手続が全くなっていない、おかしいという意味で、反対する次第です。

次に、三つ目のごみ焼却施設である清掃工場の修繕費である清掃費の中の工事請負費1億3,200万円についてであります。これは、1号炉グレードバー交換工事に係るものであります。業者選定方法は随意契約で行うとのこととあります。12年前の平成19年9月議会にも突然1億円もの予算が計上され、議会が紛糾したことがありました。そのときよりも高い金額であります。今後、広域ごみ焼却施設の建設が計画されており、あと5年程度維持できればよいのであります。財政難というのであれば、当然、入札にすべきでありますし、もっと、もっと、工事の内容について精査すべきではないでしょうか。また、工事費1億3,200万円に対して、平成22年度から取り過ぎていた都市計画税を昨年、純粋な預貯金である財政調整基金から都市計画事業基金に積み立てた3億4,583万3,000円のうち、1億2,000万円を充当するとのこと。野田議員の討論にありましたけれども、この都市計画税というのは、29市町のうち、

九つの市が、都市計画区域を指定して、この都市計画税を取っております。尾鷲市では、昭和44年3月から、都市計画区域が指定されております。これは、旧尾鷲町内ですけれども、その後、昭和52年に賀田地区、賀田町、曾根町の地域が追加され、平成11年に高速道路の整備ということで、山側のほうが少し広がったという経緯があります。ですが、その後、平成20年度から賀田地区については、都市計画区域であります。都市計画税を徴収しなくなっております。確かに昨年8月14日、ごみ焼却事業が都市計画事業として三重県から認可されております。そのことが尾鷲市のホームページにも掲載されましたし、8月22日の行政常任委員会でも報告がありました。その際、私はごみ焼却施設は市民全員がサービスの提供を受ける施設であります。現在旧町内でしか都市計画税は課税されておらず、それも固定資産税を払っている人しか負担しない都市計画税をごみ焼却施設の修繕に充てることですね。それも新設ではなくて、維持、修繕に当てることに苦言を呈し、市民への丁寧な説明、特に旧町内の方々へのきちんとした説明を求めた次第であります。しかし、それ以降、何の説明や報告もなく、いきなり当初予算に計上されました。1億2,000万円使うということですね。突然、また計上されました。余りにも強引であります。三重県に確認したところ、ごみ焼却施設について、都市計画事業としては、認可したが、尾鷲市のように全てが都市計画区域ではなく、都市計画税を全市民が負担しているわけではないから、予算計上する際は、市民への十分な説明をし、十分納得してもらうことがあくまでも前提であると言うと尾鷲市には伝えてあるとのことでした。これまでの経緯を説明したところ、三重県の担当者の方は、乱暴ですねと、このやり方は乱暴ですねと言われておりました。やはりこのような大事なことは、今後の広域ごみ焼却施設の建設ということと同様、市民への丁寧な、十分な説明が、事前にです。事前に必要であると強く思われます。よって、ごみ焼却施設の工事請負費1億3,200万円について反対する次第です。

最後に、四つ目の本庁舎耐震事業、約6億円のものですけどね。これについてですが、この6億円の中には、壁1枚直すお金が入っていないということであり、あくまでも市役所の耐震補強ですね、補強するだけだということでもあります。市役所は築57年の建築物であります。壁や天井を直すべきであるとか、トイレを直すべきであるとか、バリアフリーも考えるべきではないかとの意見もありますが、執行部はその辺については、議会の審議に任せると、議会の審議に任せると言うんですね。などと、都合のいいことを言っていますけれども、勝手にこれ進

めるだけ進めておきながら、こういうときは議会の審議に任せると言うんですね。いいですけど、それはさておきまして、議会の審議に任せると都合のよいことを言うておりますが、一体、全体で幾らかかるのか、この市役所の耐震事業、附帯事業も含めて、8億とか、10億とか、10億円以上かかるんじゃないかというような声もありますが、全体をしっかりと示した上で進めるべきであります。財政難と言われている中、行き当たりばったりの予算であるような気がしてなりません。新築にできたら、それにこしたことはありません。私も、新築が一番よいと思います。しかし、現在の尾鷲市が財政難ということであるなら、話は別で、よく考えた上で進めるべきであります。私はほかのところに移転することもありだと考えているわけですが、執行部からは20年後を見据えてという話がありました。しかし、約20年後の2040年には、尾鷲市の人口は8,000人台になるとも言われております。8,000人台ですよ、20年後、今後、どんどん尾鷲市の中心部である旧町内の施設はあいてくると思われます。それに57年前の尾鷲市の人口は3万人をはるかに超えていたわけで、現在の人口、そして職員の減少の中、あいている部屋もあります。そういうことも勘案し、今の市役所全体の、これ、全体の耐震補強となっているんですけどね、これ、今、市役所の、この今の市役所全体の耐震補強が果たして必要なかということも財政難なら当然精査すべきであります。確かに市役所耐震について優先順位が高いことは十分わかります。しかし、もう少しじっくり考えてもよいのではないかと思います。

緊急防災・減災事業債という有利な借金が2020年までしかないと言いますが、これだけ、防災、防災と言われている昨今、それ以降も同じような国の施策は絶対に続くと私は思います。それと、3年前に熊本地震の後、私は熊本市でボランティア活動してきましたが、その際、被害の一番大きかった益城町、益城町の役場、そしてテレビでもよく出ていましたが、建物がゆがんでしまった宇土市役所を見てきました。益城町では、そのとき、役場のすぐ隣にプレハブを急ピッチで建設しており、役場の機能はそのさらに隣の公民館で行ってございました。また、宇土市では市役所から歩いて10分ほどの体育館において、市役所業務を行ってございました。ワンフロアで、もうワンフロアですよ。市役所業務を行ってございました。

尾鷲市においても、南海トラフ大地震が起こった場合、どうなるかわかりませんが、市役所のデータは防災センターにおいて保管されているということでありますので、もしも市役所が使えなくても、市役所業務は可能であります。加藤市

長が就任早々の一昨年の9月議会に、施設の耐震計画の優先順位が示されました。これは、もともと平成24年9月に作成された尾鷲市公共施設耐震改修計画をもとにしてありますが、優先順位の高いものから1から5まで分けて示されております。確かにこれを見ますと、第1順位のグループに、市役所本館、別館は入っております。しかし、三木里コミュニティーセンターや矢浜コミュニティーセンター、向井コミュニティーセンターも入っております。また、第二順位のグループには、既に新築され、耐震が終わった九鬼コミュニティーセンターや曾根コミュニティーセンターは入っていますが、一方で、まだ耐震が終わっていない天満集会所が含まれております。市役所の耐震は確かに大事です。しかし、避難所を兼ねたコミュニティーセンターや集会所の耐震もまだの状況です。また、財政難を理由に、避難路整備がまだまだであるにもかかわらず、避難路修繕費の予算が300万円から新年度は2割カットの240万円なり、自主防災会への、これ先ほど、南委員長からも報告がありましたけれども、自主防災会の補助については、252万円から新年度は半分の、半分の126万円になるなど、細かい予算がどんどん削られている中で、6億円の予算は大き過ぎます。市民にもっと十分な説明が必要ではないでしょうか。ちなみに、この避難路修繕費ですけれども、240万の中で、30万円ずつ各地区に振り分けるそうなんですけれども、賀田の輪内保育園から、賀田小学校のところの避難路整備なんですけど、これを30万円ずつ、7年かけてやると言うんですよね。まだ4年かかるというんですよ。こういうことは、僕、非常に理不尽だと思いますし、みんな、どう思いますかね、これで。それ、6億円かけるということは市民が納得してくれるんでしょうか。僕は市民にもっと十分な説明が必要だと思います。9月には防災デジタル行政無線の事業費も計上されるとのことです。防災関係については、まだまだお金がかかります。説明が不十分であり、市役所耐震補強については、もっと検討の余地があるという意味で、反対する次第です。

以上ですが、財政難と言われている尾鷲市です。ですが、何か問題があった場合、執行部は議案を提案しただけだと、認めたのは議会だというふうに逃げられます。しかし、議員は逃げられません。議員の議決というのは重いものがあります。責任を伴います。しっかり考えて、尾鷲市は前に進むべきと、私は尾鷲市議会議員の一人として、市民の代表の一人として、そう強く思います。

以上で私の反対討論を終わります。

議長（三鬼孝之議員） 以上で通告による討論は終わりました。

他に討論はございませんか。

2番、内山將文議員。

〔2番（内山將文議員）登壇〕

2番（内山將文議員） おはようございます。平成31年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、特に先ほど反対討論のありました2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の15節工事請負費及び第2表、債務負担行為補正、本庁舎耐震改修工事設計業務及び耐震改修工事について、賛成の立場から討論に参加させていただきます。

市役所本庁舎の耐震化につきましては、1月の第1回臨時会において私が賛成討論を行ったとおり、災害時における防災拠点施設として耐震化すべき優先順位の高い施設と位置づけられていましたが、本市の財政状況から後回しとなっていました。しかし、平成28年の熊本地震以降、市役所の耐震化は来庁する市民の安全確保と発災後における復興に必要であると各種団体からも要望が出されており、議会においても、庁舎の耐震化についての議論は数年にわたり続いておりました。そうした中、執行部から耐震診断の結果を踏まえ、耐震補強工事も含め、新築、移転、分庁方式など検討した結果、本庁舎の耐震改修工事の方針を固め、議会へ説明を経て、今定例会に予算計上したものであり、多くの市民が来庁し、災害時における防災拠点施設となる市役所本庁舎耐震化は現状における最良の選択肢であると判断し、当初予算案に賛成するものであります。御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（三鬼孝之議員） 他にございませんか。

5番、上岡雄児議員。

〔5番（上岡雄児議員）登壇〕

5番（上岡雄児議員） 平成31年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、特に先ほど反対討論のありました2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の15節工事請負及び第2表、債務負担行為本庁舎耐震改修工事設計業務及び耐震改修工事について、賛成の立場から討論に参加させていただきます。

市役所本庁舎の耐震化につきましては、昨年4月の総務産業常任委員会での耐震診断の結果では、耐震補強が可能との報告を受け、執行部より耐震補強も含めた庁舎の耐震化について検討し、年内に方針を示したいとのことであります。

その後、執行部から市役所庁舎耐震整備計画として、新築案、リース方式による新築案、既存施設を活用した分庁舎案、現庁舎の耐震補強案についてメリット、

デメリットの説明がなされました。執行部の説明では、新築やリース方式では有利な補助金や起債もなく市の単費となり、現在の財政状況ではとても財源を確保できない状況であります。また、分庁舎化は、用途変更に伴う既存施設の耐震化や行政機能に見合った施設の整備費が必要となり、財源を確保する必要があります。一方、現庁舎の耐震改修は有利な緊急防災・減災事業債の活用が可能であり、現在の市の財政状況から、耐震改修がベストとの見解でありました。さらに緊急防災・減災事業債は2021年3月までと期限があることから、1月に臨時会を開催してまで、本庁舎耐震改修工事支援業務委託の債務負担行為を議決したところであります。

以上のことから、債務負担行為を含めた本庁舎耐震改修工事設計業務及び耐震改修工事予算案に賛成するものであります。御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（三鬼孝之議員） 他にございませんか。

7番、村田幸隆議員。

〔7番（村田幸隆議員）登壇〕

7番（村田幸隆議員） 私は、議案第15号「平成31年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、賛成の立場から討論に参加をさせていただきたいと思っております。

ただいま、反対討論でありましたけれども、まず一つは、環境課の工事請負費、1億3,200万円、これは、尾鷲市清掃工場の1号路のグレードバーの交換工事であります。昨今、非常に財源が不足をしておって、どうなるかわからないといったような状況の中で、十分に精査を行い、そして、市民生活への影響を十分に考えて、必要最低限の改修にとどめているということがうかがえるわけであります。また、今、申し上げましたが、事業の必要性でありますけれども、市民生活に直結するゴミの収集及び焼却は、焼却炉の故障等により、万が一稼働しなくなるようなことがあれば、市民生活に与える影響は多大なものであります。ですから、一時的にでも稼働をとめるというわけにはまいりません。また、財源についてでありますけれども、同施設については、平成3年の設置当時から都市計画に定める都市施設として位置づけされております。今回の改修についても、事業認可の手続を踏まえた上での都市計画税の充当であることから、平成31年度の事業のみをもって都市計画税の充当が不適切とは言いがたい、こう考えるところであります。しかしながら、一方では、税の不公平の議論も交わされました。このことについては、心情的にはわからないでもありませんが、尾鷲市は昭和の合

併において、旧尾鷲町と輪内で合併をされ、生まれた市であります。旧尾鷲市内は、都市計画が構築をされ、同時に輪内の一部は、都市計画区域としてありましたが、その事業が終わり、都市計画審議委員会で区域から外された経緯がありますが、現在は、輪内全域が都市計画区域外であります。課税はありません。旧尾鷲町内は、一部外れているとはいえ、都市計画区域であり、区域内の住民は当然課税対象であります。しかし、区域外の住民も、区域内の住民も、市民であります。行政及び市議会は全市民のための政治推進は当然であり、大局に立ち、判断することも必要であります。私たちは、5日間にわたり、細部にまで予算審査を行ってまいりました。局所的には不適正な予算、例えば、教育費への小中学校立木伐採作業手数料、この問題については立木の切り倒し4本、枝払いが11本で、実に309万6,000円の予算が計上されておりました。こういったこともあり、こういったことを一つの例として、さまざまな細部については問題もありました。しかし、これら指摘事項については改善をしていき、適切な予算措置をするよう強く申し上げたところでありますし、委員長の報告のとおりであります。平成31年度尾鷲市一般会計予算は、文字どおり、1年間の市民生活に密着をした予算が大半であり、行政及び議会は市民の命と生活を守る責務があります。これについては、先ほどの討論の中でもありました。しかし、ときとして、大局に立ち、判断しなければならないときもあるのであります。私は、こう認識をしております。そういった見地から、議案第15号「平成31年度尾鷲市一般会計当初予算について」は、厳しい財源での編成であり、おおむね妥当であると判断をし、賛成をするものであります。

議長（三鬼孝之議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第2、議案第3号「尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第4号「職員の給与に関する条例の特例を定める条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第5号「尾鷲市学校施設の開放に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第6号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第7号「尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第8号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長 (三鬼孝之議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第9号「職員の給与に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長 (三鬼孝之議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第10号「尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議長 (三鬼孝之議員) 起立多数。

起立多数であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第11号「尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長 (三鬼孝之議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第12号「尾鷲市斎場条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長 (三鬼孝之議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第13号「尾鷲市水道水源保護条例の一部改正につい

て」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第14号「尾鷲市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第15号「平成31年度尾鷲市一般会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議長（三鬼孝之議員） 起立多数。

起立多数であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第16号「平成31年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第17号「平成31年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第18号「平成31年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第19号「平成31年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第20号「平成31年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第21号「平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議長（三鬼孝之議員） 起立多数。

起立多数であります。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第22号「平成30年度尾鷲市国民健康保険事業特別

会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第23号「平成30年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第24号「平成30年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第4号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第25号「平成30年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第26号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第27号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第28号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第33号「平成31年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第29、発議第1号「妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書について」の発議1件を議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（三鬼孝之議員） ただいま議題の発議につきましては、提出者の提案説明を求めます。

13番、濱中佳芳子議員。

〔13番（濱中佳芳子議員）登壇〕

13番（濱中佳芳子議員） それでは、発議第1号につきまして、意見書案の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書（案）。

妊婦は診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされる。中には、妊婦の外来診療について、積極的でない医療機関が存在していたことから、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成30年度診療報酬改定において、妊婦加算が新設された。しかし、妊婦加算について関係者に十分な説明がないまま実施されたことや、投薬を伴わないコンタクトレンズの処方に加算するなど、運用上の問題が指摘されている。加えて、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題がある。こうした指摘を受け、厚生労働省は昨年12月に平成31年1月1日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて、中央社会保険医療協議会で妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとした。そこで、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のために、下記の事項に取り組むことを求める。

1、医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて医師の教育や研修の体制を整備すること。2、保険や予防の観点を含め、妊婦自身が特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、あらかじめ知識を得ることができるようにすること。3、妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、開かれた国民的議論を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。よろしく御賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより発議に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第29、発議第1号「妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書について」、採決いたします。

本件について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議につきましては、関係機関に意見書を提出することといたします。

次に、日程第30、「議員派遣について」を議題といたします。

お手元の議員派遣一覧表のとおり、地方自治法第100条第13項及び尾鷲市議会会議規則第166条の規定により、議員を派遣したいと存じます。

お諮りいたします。

お手元の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 異議なしと認めます。よって、お手元の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいただきました議員派遣の内容等につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合、また、本日より次期定例会までに生じる議員派遣につきましては、議長に一任願いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、3月末を持って退職される内山市民サービス課長、北村商工観光課長、以上の皆様には、退職後もお体を大切にいただき、今後も市の発展に御協力いただきますようお願いいたします。本当に長い間、御苦労さまでした。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 議員の皆様におかれましては、先月26日の開会以来、本日まで

で慎重なる御審議を賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会におきまして、議案第3号「尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」を初めとする、議案31件を提出させていただき、いずれも御承認を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。審議の中においていただきましたさまざまな御指摘、御意見につきましては、今後、十分留意の上、市政の運営に努めてまいりたいと考えております。議員の皆様におかれましては、御健康にはどうか御留意をいただき、ますますの御健勝と御活躍をお祈り申し上げます。簡単ではございますが、本定例会の閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（三鬼孝之議員） 去る2月26日開会以来、長い間まことに御苦労さんでございました。

これをもって、平成31年第1回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前11時21分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 三 鬼 孝 之

署 名 議 員 小 川 公 明

署 名 議 員 南 靖 久